

## ACF 対応委員会規定

制定：2011 年 4 月 1 日

### (目的)

1 条 本規定は、ACF 対応委員会（以下、委員会という）の組織、運営および業務について定める。

### (組織)

2 条 委員会は、JCI 会員から委員長 1 名、幹事 1 名、委員をもって構成する。委員長は、国際委員会が推薦し、理事会が決定する。幹事および委員は、委員長が指名する。委員長、幹事および委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。委員会には、顧問を置くことができる。顧問は、委員長が指名し、その任期は、委員長、幹事および委員の任期に準じる。

### (業務)

3 条 ACF の運営および技術的活動に対して、参加または支援を行うことを目的として、委員会は定例会議および関連会議を開催し、下記の内容について検討し、活動を実施する。

- (1) ACF 正副会長および日本所属 EC メンバーの業務の補佐
- (2) ACF 正副会長会議および EC 会議の開催および支援
- (3) ACF が行う調査研究活動の実施および支援
- (4) ACF が行う標準化活動の支援
- (5) ACF が主催する国際会議、ワークショップ、セミナー等の開催および支援
- (6) ACF が行う広報活動の支援
- (7) ACF が行う出版活動の支援
- (8) ACF が設立する資格制度の支援
- (9) その他、アジアにおけるコンクリートに関連する活動

### (その他)

4 条 前各条に定めるものの他、委員会運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付則

この規定は、2011 年 4 月 1 日から実施する。

この規定の改廃は、委員会が発議し、国際委員会で審議し、理事会が決定する。